

部会に属すべき委員及び専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員及び専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 31 年 4 月 18 日付

サービス統計・企業統計部会

（商業動態統計調査関係）

委 員 北村 行伸 （一橋大学経済研究所教授）

専門委員 宮川 幸三 （立正大学経済学部教授）[※任期：31.10.13 まで]